

平成30年7月2日(月)～4日(水)

- ◎鳥取県庁 障がい福祉課社会参加推進室(鳥取県鳥取市)
- ◎加古川市役所 障がい者支援課(兵庫県加古川市)
- ◎大阪府庁 障がい福祉企画課(大阪府大阪市)



- ・鳥取県が定める障がい者差別解消条例(通称:あいサポート条例)と県民への普及や理解促進に関する取組について調査しました。
- ・鳥取県では、障がいのことを知り、障がいのある方にちょっとした手助けを実践する「あいサポート運動」を推進しており、県内外の個人や団体、企業などの多くの人がサポーターとして登録されているということでした。

調査の内容



- ・加古川市が実施している合理的配慮の提供を促進するための補助事業について調査しました。
- ・加古川市役所の庁舎では、話す人の音声を聞き取りやすく加工して届ける卓上型対話支援スピーカー「コミュニケーション」を配備しているということで、実物を見せてもらいました。



- ・大阪府庁では、障がいを理由とする差別に関する相談体制について調査しました。
- ・大阪では、府と市町村が連携して相談体制を整備しており、身近な相談先として市町村が相談を受け、市町村で解決できない広域的問題、専門的問題については府が配備する広域支援相談員が対応しているということでした。